

福島県内で発生した
除染土壌・
特定廃棄物等を
安全第一で輸送中。

高速道路をご利用のみなさまへ 福島への復興に向けて 除染土壌・特定廃棄物等の 輸送を行っています。

環境省は、福島への復興に不可欠な中間貯蔵施設予定地内保管場への除染土壌等、及び特定廃棄物埋立処分施設への廃棄物等の輸送において、高速道路を利用する際には、常磐自動車道のならばPA、磐越自動車道の差塩PA及び三春PAの一部を輸送車両の休憩場所として利用します。

今後も、福島県のみなさま、高速道路を利用のみなさまのご理解とご協力をいただきながら、安全かつ円滑な輸送を進めてまいります。

■対象となる高速道路

常磐自動車道、磐越自動車道、東北自動車道、あぶくま高原道路(下図の通り)

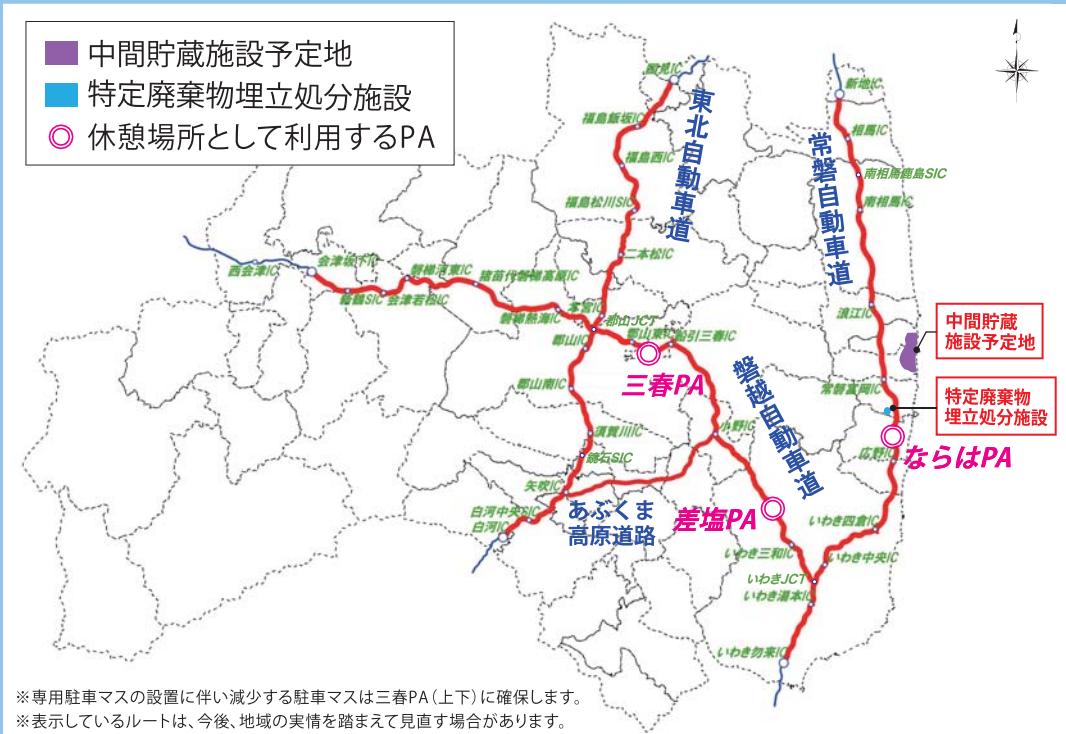
■輸送車両台数

- ・中間貯蔵施設への輸送車両は、平均1日1,200往復程度(平成30年度)
- ・特定廃棄物埋立処分施設への輸送車両は、最大1日65往復程度(高速道路利用車両数を含む)

■安全対策:裏面の通り。

■利用する高速道路

- 中間貯蔵施設予定地
- 特定廃棄物埋立処分施設
- 休憩場所として利用するPA



※専用駐車マスの設置に伴い減少する駐車マスは三春PA(上下)に確保します。
※表示しているルートは、今後、地域の実情を踏まえて見直す場合があります。

●除染土壌等:除染に伴い生じた土壌や廃棄物等 ●特定廃棄物:法により定められた対策地域内の廃棄物や、一定濃度を超えた放射性物質を含み環境大臣に指定された廃棄物

輸送車両の表示(例)



※輸送車両の前面に表示

●中間貯蔵施設、輸送に関するお問い合わせ窓口

0120-027-582 (受付時間9:30~18:15祝除く)

●特定廃棄物埋立処分施設、輸送に関するお問い合わせ窓口

0242-93-5415 (受付時間8:30~17:15土日祝除く)

「中間貯蔵施設事業」、「除染事業」、「特定廃棄物の埋立処分事業」に関する情報はホームページをご覧ください。

[中間貯蔵施設情報サイト](#)

[検索](#)

[除染情報サイト](#)

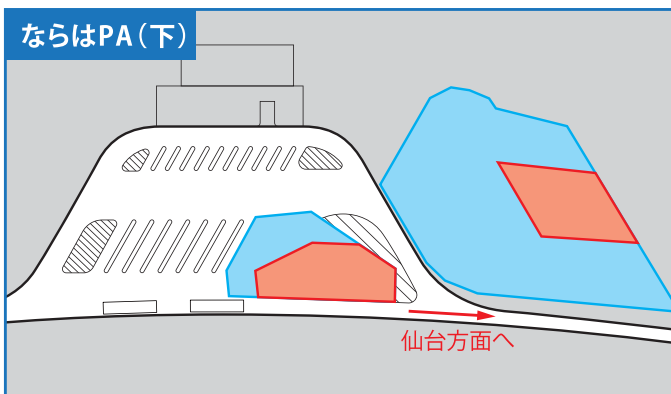
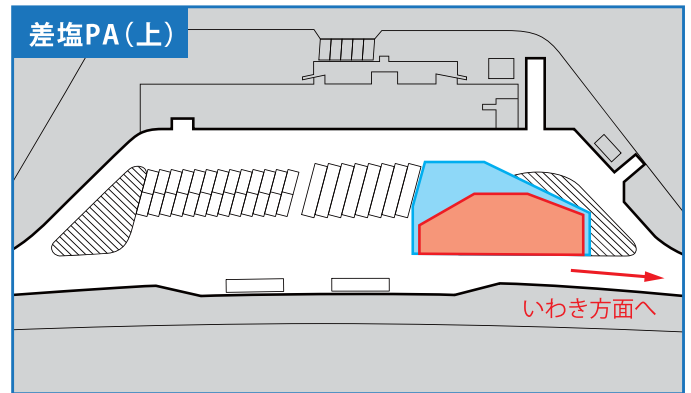
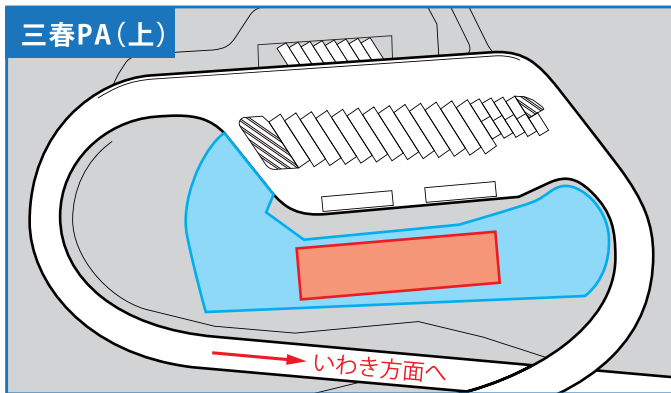
[検索](#)

[特定廃棄物の埋立処分サイト](#)

[検索](#)

安全対策に万全を期し、除染土壌・特定廃棄物等を輸送しています。

1 輸送車両は、PAの専用の駐車マスで休憩



■ 輸送車両の利用範囲 ■ 輸送車両の専用駐車マス

- 三春PA(上)、差塩PA(上)及びならはPA(下)は輸送車両の往路として一部利用します。差塩PA(下)及びならはPA(上)は復路として一部利用します。

※緊急時には、上記以外のPA等で駐車することがあります。

- 輸送車両が利用する時間帯は、誘導員を配置します。

(参考)これまでの輸送において、ならはPA及び差塩PAの専用駐車マス周辺で空間線量率を測定したところ、輸送車両の有無で有意な差はありませんでした。

2 輸送対象物と輸送車両の一元的な管理



- 輸送をする除染土壌等を入れた全ての大型土のう袋等に中身・重量が分かるタグ(札)を付け、全数管理します。
- 輸送車両の輸送状況をGPS※を活用して常時把握し、万が一問題が生じた場合にもすぐに対応できるようにします。

※GPS:数個の衛星からの信号を受信機で受け取り、受信者が現在位置を知るシステム

- 上記情報を環境省と環境省の委託業者(JESCO※)が一元的に管理し、安全な輸送を行います。

※JESCO:中間貯蔵・環境安全事業株式会社(政府全額出資の特殊会社)

4 運転者と作業員の教育・研修



- 輸送前に運転者や作業員の教育や研修を行い、本事業の重要性や放射性物質に汚染された土壌等を扱うに当たっての意識と技能等を高めます。

3 除染土壌・特定廃棄物等の飛散流出防止対策



- 除染土壌等は遮水性を有する大型土のう袋等に入れて輸送します。
- 大型土のう袋に破損等が確認された場合は新しい大型土のう袋に詰込みます。
- 特定廃棄物は専用の容器に詰替・封入した上で安定的な形で輸送します。
- 輸送車両の荷台をシートで覆うことなどにより飛散を防止します。

5 中間貯蔵施設 予定地内保管場・特定廃棄物保管場内におけるスクリーニング



- 輸送車両が中間貯蔵施設予定地や埋立処分施設から退出する前には放射線量を測定(スクリーニング)し、基準値以上であれば洗浄等を行うことにより、周辺道路等の汚染の防止を徹底します。